阪南第　２１号

平成２４年１０月１日

契約者各位

公益財団法人大阪府都市整備推進センター

阪南事業所長

阪南２区への建設発生土搬入に当たっての注意事項について（依頼）

　日頃から、当センターの建設発生土受入事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

　阪南２区への建設発生土の搬入につきましては、過積載防止等の搬入車両の安全走行及び受入基準の遵守など当センターにおける円滑な受入れにご配慮いただいているところですが、最近の状況を踏まえて、別紙記載の注意事項について、今後の搬入に当たって特にご注意いただきますようお願いします。また、別紙記載の注意事項の内容を、運搬業者や搬入車両の運転手にも十分周知していただきますようよろしくお願いします。

【連絡先】

公益財団法人大阪府都市整備推進センター阪南事業所

　〒590-0016　岸和田市岸之浦町９番地

　ＴＥＬ　０７２－４３１－１７９３

　ＦＡＸ　０７２－４３１－１７８３

　E-mail　otsc@toshiseibi.org

別　紙

**阪南２区への建設発生土搬入に当たっての注意事項**

１ 建設発生土管理票（マニフェスト）の正確な記入

　　マニフェストの正確な記入については、過日、文書でお願いしたところですが、なお次の点について、記入漏れ等が多く見受けられる状況です。建設発生土が適正に運搬・処分されていることを把握するための当センターのマニフェスト制度の円滑な運用を図るため、マニフェストの正確な記入を徹底して下さい。（別添「マニフェスト記入例」をご参照下さい。）

【マニフェストの収集運搬業者欄】

　　○「受領済印」の欄

　　　・搬入車両の運転者名（運転者が押印又はサインして下さい。）

・日付（阪南２区に搬入した日付を記入して下さい。）

○「車両番号」の欄

　・搬入車両のナンバープレート番号（４桁の大きな数字を記入して下さい。）

【マニフェストの排出事業者欄】

　○「契約番号」の欄

　　・搬入者と当センターとの契約書の契約番号（複数年契約の場合は、今年度の契約番号を記入して下さい。）

２ 過積載の防止

　　過積載については、改善されつつあるものの依然として最大積載量を超える車両が見受けられますので、制限積載量以下で搬入されますよう改めてお願いします。

特に、過積載の注意書（過積載率１．２倍以上）の発行が多く、改善が見られない搬入者に対しては、当センター（搬入側）と工事の発注者（搬出側）とが連携して過積載の防止に取り組むこととしております。

過積載は安全走行上大変危険であるほか、道路等の損傷や騒音・振動・排気ガスの面での悪影響にもつながります。過積載の防止について、次の対策事例も参考にしていただき、積込機械のオペレーターも含め周知徹底をよろしくお願いします。

【過積載防止のための対策事例】

　・荷台に過積載防止ライン（積込制限高さ）を表示

　・荷台に最大積載量に応じた標準積込回数を表示

・バックホウの運転席に「過積載にならない標準荷姿」の写真を掲示

・土質条件が変化したときや降雨時に過積載にならない積載回数を把握するため、ポータブル車両重量計、自重計等による積載重量の変化の確認

３ その他

1. 携帯電話等の使用について

　運転中に携帯電話等を手に持って通話したりメールの送受信などで画面を注視することは、運転操作が不安定になったり注意力が散漫になるためお止め下さい。

　また、検収所（ブース）において搬入車カード等を提出し、計量後受入済証等を受領するまでに携帯電話等を使用されますと、当センター職員との対応の妨げとなり、搬入の遅滞にもつながりかねませんので、絶対にお止め下さい。

1. キャッチレバーの解除について

ダンプトラック後方扉のセンター部解除レバー（レリージングデバイスレバー：通称キャッチレバー）の解除操作は、運転手自身がブースに到着するまでに駐車場等の安全な場所で行って下さい。

降雨時などに展開場においてキャッチレバーの解除を誘導員に依頼することはお止め下さい。（誘導員によるキャッチレバーの解除操作は行いません。）

1. 車両走行中のあおり行為について

地蔵浜北交差点から岸之浦大橋及び阪南２区内においては、時速３０ｋｍ以下（建設発生土受入基地到着後場内では徐行［概ね時速１０ｋｍ以下］）で走行するなど特に慎重な安全走行をお願いしております。車両の流れに乗ったスムーズな走行を心掛けていただき、前車との車間距離を極端に縮めて追い上げるあおり行為は危険ですので絶対にお止め下さい。

1. 受入基地進入時の方向指示器（ウィンカー）点灯について

岸之浦大橋を通って阪南２区に入った後、左折して建設発生土受入基地に向かうときに方向指示器（ウィンカー）不点灯の車両が見受けられます。阪南２区では建設発生土の搬入車両以外にも多くの車両が通行しています。交通法規を遵守し、建設発生土受入基地に向かうため左折するときは必ず方向指示器（ウィンカー）を点灯して下さい。